

令和5年12月1日

各都道府県衛生主管部(局) 御中

厚生労働省医政局医事課  
医師等医療従事者働き方改革推進室

「医師の働き方改革」に関する特設サイト公開のお知らせ

医療行政の推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

「医師の働き方改革」に関する特設サイトを令和5年12月1日(金)に公開いたしました。本サイト内では、令和6年4月から始まる医師の働き方改革関連制度についての情報発信や主に医療機関などで配布していただくポスター、リーフレットなどの広報物を公開しています。

特に、医師の働き方改革を進めるためには、医療機関や医療従事者だけでなく、患者さんを含めて、関係者が一丸となって取り組んでいくことが大切であることから、「診療時間内での受診へのご協力」や「いつもの先生“以外の医療スタッフ対応へのご理解」について、患者さんやご家族のみなさまにご理解、ご協力いただけるよう呼びかけてまいります。

各都道府県におかれましては、当該サイト公開について管下医療機関への周知を行うとともに、広報物の利活用推進にご協力いただきますようお願い申し上げます。

【特設サイト】

URL : <https://iryuu-ishi-hatarakikata.mhlw.go.jp/>

(照会先) 厚生労働省医政局医事課  
医師等医療従事者働き方改革推進室  
TEL 03-5253-1111 (内線 4409、4416)

高橋、中尾

## 【広報物に関しての補足】

### ① 広報物使用のルールに関して

広報物使用については、特設サイトから問合せをいただく運用となっておりますが、医療機関及びその関連施設、行政機関が運営する公共施設等におけるポスター掲示や、パンフレット・リーフレット配布、動画再生など、上記施設にて医師の働き方改革を普及啓発する目的としたご使用については、掲載内容確認の問合せは必要ありません。

### ② ポスターにおける自由記載欄活用例

ポスターには施設記載欄を設けています。記載例を記載しますのでご参考にさせていただくとともに、医療機関への送付の際に合わせて周知していただきますようお願いいたします。

#### 「ポスター」



#### <記載例>

##### 「医療機関」

- ・ 当院では 2024 年 4 月から診察時間内 (XX:XX~XX:XX) での診療業務に取り組んでおります。患者さん・ご家族の皆様には診察時間内での来院にご協力ください。
- ・ 外来化学療法室での対応は、原則として専属の看護師・薬剤師が対応します。
- ・ 当院では XX 月から複数主治医制を取り入れた診療を実施しています。患者さんの診療が常に同じ医師とはならないことがありますのでご理解ください。

##### 「公共施設」

- ・ ○○地域の夜間診療受付を実施する△△病院の診療時間は XX:XX~XX:XX です。決められた診療時間内の受診にご協力をお願いします。
- ・ 夜間の小児診療受け付け△△病院、□□病院です。日中、体調が優れない場合にはご自身の身体のためにも、夜間まで我慢せず、日中に受診する等のご協力をお願いします。